





避難情報

町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を発令し、皆さんに避難を促します。避難情報を発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

避難の準備		
情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
(1) 自主避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が迫っていると自ら判断した場合の避難となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて地域の公民館などに避難してください。 避難中の食事や生活必需品はご自分で用意してください。 
(2) 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難するのに時間を要する方は、避難を始めなければならない状況です。 災害による人的被害が発生する可能性が高まっている状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者など支援が必要な人(避難行動要支援者)は支援者とともに避難所へ早めの避難を始めてください。 非常時持出品を用意するなどいつでも避難できるように準備してください。 
(3) 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難ができる方についても避難を始めなければならない状況です。 災害による人的被害が発生する可能性がさらに高まっている状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所へ速やかに避難を始めてください。 避難中の食事や生活必需品はできる限りご自分で用意してください。 
(4) 避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 災害の前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害が発生する可能性が非常に高まっている状況、または実際に人的被害が発生した状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難中の人は確実に避難を完了してください。 いまだに避難していない人は、直ちに避難所へ避難を始めてください。 避難の時間的な余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとってください。 

※危険性が高い場合、いきなり「避難指示(緊急)」が発令されることもあります。

大雨のとき

大雨のときの避難行動

避難は災害から命を守るための行動です。大雨による災害から身を守る避難行動は、従来、避難勧告等の発令時に行う避難所への避難が一般的でしたが、今後は次の全ての行動を避難行動とします。

- 指定避難場所への移動**
- 警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難(公園、親戚や友人の家等)**
- 近隣の強固で高い建物等への移動**
- 建物内の安全な場所での待避(家屋内の垂直避難)**
やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

屋外が安全で移動できる状態のとき

屋外が危険な状態などのとき

※特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、皆さんが早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。

地震のとき



大きな地震に伴って、建物の倒壊の危険や火災発生のため、避難が必要なときや、土砂災害の危険が切迫しているとき、または危険物取扱施設の爆発など、二次災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。
※施設の安全確認後、避難所を開設します。(P5指定避難所一覧参照)

津波のとき

津波の注意報・警報を基本とし、海岸監視やその他の情報を積極的に収集し、それらを総合的に判断し避難勧告等が発令されます。仕事やレジャーで海岸部に滞在している場合、直ちに高台へ避難してください。その後は滞り市町村の指示に従ってください。

火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。



その他

災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。

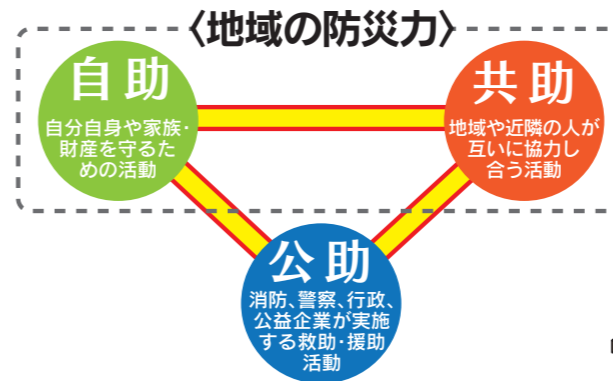
自主防災組織

災害に強い地域をつくりませんか？

地域の防災力

災害発生時には、自助・共助・公助の連携により人的・物的被害を軽減することができます。ひとたび大規模な災害が発生したときには、公的機関が行う活動(公助)は交通網の寸断や同時多発火災などにより十分対応できない可能性があるため、個人の力で災害に備える(自助)とともに、地域での助け合い(共助)による地域の防災力が重要となります。

災害に強い地域づくりを目指して、災害時の被害を軽減するため、「自主防災組織」活動を通じて、共助の強化、地域の防災力の強化に向けた取組を始めてみませんか？



1. 自主防災組織とは？

- 災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」と言います。
- 平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給食給水などの活動を行います。
- 益城町では、平成29年度から5か年計画で自主防災組織のカバー率100%を目指します。



2. なぜ、自主防災組織が必要なの？

- 熊本地震のような大規模災害が発生した場合、警察・消防・自衛隊など防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。このような時、地域の皆さんと一緒に協力し、災害や避難に関する情報の伝達、避難誘導、安否確認、救出・救護活動に取り組むことで被害の軽減を図る事ができます。また、活動を迅速に進めるためには「お互いに顔の見える関係」の中で、事前に地域内で役割分担を決めておくことが有効です。より効率よく、さまざまな活動をするためにも事前の準備(=体制づくり)が重要です。

○各班の日頃(平常時)と緊急時(災害発生時)の活動内容は概ね次のような役割になります。

	情報班	消火班	避難誘導班	救出救護班	給食・給水班
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○住民に対しての連絡体制、手段の検討 ○情報収集・伝達訓練の実施 ○防災意識の啓発、高揚に関する広報 ○公的防災機関との連携確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練の実施 ○消火用水の確保、確認 ○出火防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に避難路、避難場所を把握 ○避難誘導訓練の実施 ○避難路の安全点検 ※危険箇所(かけ、プロック塀)などの確認等 ○避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当、衛生知識の普及 ○救命講習への参加 ○応急医薬品、救助資機材の確保、点検 ○技能、ノウハウを持った住民の把握 ○救助用資機材の点検・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、飲料水の個人備蓄についての普及啓発 ○炊き出し訓練の実施 ○炊き出し用資機材の確保、点検
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報を住民に対して正確かつ迅速に伝達 ○地域内の被害情報を収集し、本部へ報告 ○混乱回避、出火防止等の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ※消防署、消防団の到着までの延焼拡大を防ぐのが基本ですので無理はしないこと!! ○情報班と連携しての出火防止等の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報班と連携しての避難の呼びかけ ○安全な経路を選択しての避難誘導 ○避難行動要支援者の避難支援 ○避難地での安否確認 ○安否確認による救出救護班への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導班と連携しての速やかな救出 ※救出活動は危険を伴う場合があるため、二次災害に十分注意すること ○負傷者の搬送、応急手当の救護 ○避難所・救護所での救護活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料や水、救援物資等の受入、配布 ○必要に応じて炊き出し